

青森県報

第四百七十九号

令和四年
七月一日
(金曜日)

目次

○青森県林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則……(林政課) ……一

告 示

○市町村職員実務研修実施規程の一部を改正する規程……(市町村課) ……二
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……(高齢福祉課) ……二

○青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例別表第六号の知事が定める書面の一部改正……(建築住宅課) ……二
○証紙売りさばき人の指定……(会計管理課) ……二

○証紙売りさばきの廃止……(同) ……三

○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……(下北地域局) ……三

公 告

○県営土地改良事業計画の決定……(農村整備課) ……三

○県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定……(同) ……四

○県有財産の売却に係る一般競争入札……(漁港漁場整備課) ……四

○建設業者の許可の取消し……(中南地域局) ……五

○右 同……(三八地域局) ……五

○右 同……(上北地域局) ……五

○右 同……(同) ……六

○県有財産の売却に係る一般競争入札……(整備企画課) ……六

出先機関

○道路の位置の指定……(上北地域局) ……七

正 誤

○令和四年六月二十二日号外第五十八号選挙管理委員会中……(選挙管理事務局) ……七

規 則

青森県林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十八号

青森県林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則

青森県林道事業補助金交付規則(昭和三十六年八月青森県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表に次のように加える。

林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業	五割
--------------------	----

第四条第一項ただし書中「に係る」を「及び林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業に係る」に改める。

第一号様式の注の一中「及び林道点検診断・保全整備事業」を、「林道点検診断・保全整備事業及び林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業」に改め、同注の四中「並びに」を「(林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業を除く。)並びに」に、「その他の」を「林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業にあつては箇所数、その他の」に改める。

第四号様式の注の1中「及び林道点検診断・保全整備事業」を「林道点検診断・保全整備事業及び林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県林道事業補助金交付規則第三条第一項、第四条第一項、第一号様式及び第四号様式の規定は、令和四年度分の補助金から適用する。

2 令和四年度分の林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業に係る補助金についての改正後の青森県林道事業補助金交付規則第四条第一項の規定の適用については、同項中「前年度九月末日」とあるのは、「知事が定める日」とする。

告 示

青森県告示第三百七十七号

市町村職員実務研修実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村職員実務研修実施規程の一部を改正する規程

市町村職員実務研修実施規程（昭和三十四年十一月青森県告示第五百九十号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㉞」

㉞を「㉞」

」に改める。

附則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第三百七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和四年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類	名称	所在地	届出の年月日	廃止の年月日
	主たる事務所の所在地又は住所	名称					
社会福祉法人あじさい会	東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町八	訪問介護	外ヶ浜町三厩高齢者生活福祉センター	東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町七	令和四・五・三〇	令和四・六・三〇	
株式会社エコー	十和田市東一番町の五一	通所介護	デイサービスセンター「どい」	十和田市大字三本木字一本木沢一九の一	令和四・三・二五	令和四・四・三〇	
社会福祉法人和森会	上北郡東北町上北二丁目三三〇五	訪問介護	ヘルパーセンター「みきた」	上北郡東北町上北二丁目三三〇五	令和四・五・二六	令和四・七・一	

青森県告示第三百七十九号

令和四年二月十八日青森県告示第七十九号（青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例別表第六号の知事が定める書面）の一部を次のように改正し、令和四年十月一日から施行する。

令和四年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

「別表第六号」を「別表第八号」に改める。

青森県告示第三百八十号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第六条第二項の規定により告示する。

令和四年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

茨城県牛久市ひたち野西三丁目三七の五

コンフィールドひたち野うしく九〇三

浜田 誠也

二 売りさばき場所

上北郡東北町上北南一丁目二二の九四

三 指定年月日

令和四年六月二十二日

青森県告示第三百八十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和四年五月一日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和四年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

上北郡東北町上北南一丁目二二の九四

浜田 繁

二 売りさばき場所

上北郡東北町上北南一丁目二二の九四

青森県告示第三百八十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和四年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項

指定漁船調書の縦覧

加入区 の名称	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間	場 所
------------	---------------------	-----	-----

関根浜	むつ市大字関根字前浜二七 山本 光康 むつ市大字関根字北関根五一七の二 村中 敏 むつ市大字関根字北関根三一三の二三八 駄賃場 康弘	令和四年七月一日から同月十五日まで	関根浜漁業協同組合
-----	--	-------------------	-----------

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、沢田地区の県営土地改良事業（農業用河川工作物応急対策事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和四年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年七月四日から同年八月一日まで

三 縦覧の場所

三戸町役場

県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、切明沼地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（緊急耐震工事））の緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この緊急耐震工事計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この緊急耐震工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、緊急耐震工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和四年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

緊急耐震工事計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年七月四日から同年八月一日まで

三 縦覧の場所

深浦町役場

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和四年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積 (平方メートル)
西津軽郡鰺ヶ沢町大字七ツ石町一四四の六	宅 地	一七四二・三七

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課

西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二四六の三

青森県西北地域県民局地域農林水産部西北地方水産事務所

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課

2 入札日時

令和四年七月十二日 午前九時から
令和四年七月十九日 午後五時まで(必着)
土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一
青森県庁 北棟四階A会議室

4 開札日時

令和四年七月二十九日 午前十時から

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社福原組
- 二 代表者の氏名 福原順三

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字堂野前字種井六二の一

四 許可番号 青森県知事許可(特―三〇)第五一〇一号

五 取消年月日 令和四年六月九日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業及び解体工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年五月三十一日建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社工藤

二 代表者の氏名 工藤美佐男

三 主たる営業所の所在地 八戸市南郷大字中野字大久保一八の二〇

四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第三〇〇九八号

五 取消年月日 令和四年六月六日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社協栄企画
- 二 代表者の氏名 中野渡政男
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字野崎四〇の四六八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第一四七五二号
- 五 取消年月日 令和四年六月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和四年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 中勝組
- 二 氏名 中野渡勝太郎
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字深持字林三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第六八五六号
- 五 取消年月日 令和四年六月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六の規定により公告する。

令和四年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地(建物、工作物等を含む。)の売却

所 在 地	地 目	地 積 (平方メートル)
八戸市大字長苗代字前田一一一の二	宅 地	一一、一三六・六三

二 予定価格 六百十万円

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所
一に掲げる土地の所在地

五 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札関係書類の交付場所

1 青森市長島一丁目の一 青森県県土整備部整備企画課工業用水道グループ

2 青森市桂木四丁目八の二 協同組合タツケン

六 入札及び開札の場所及び日時

発行年月日	区	分	番	号	ページ	段	行	誤	正
-------	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

- 1 入札書の提出先
青森市長島一丁目の一 青森県県土整備部整備企画課工業用水道グループ
- 2 入札書の受付期間
令和四年八月十八日 午前九時から
令和四年八月三十一日 午後五時まで（必着）
土曜日及び日曜日の受付は行わない。
- 3 開札場所
青森市長島一丁目の一 青森県庁北棟三階 県土整備部B会議室
- 4 開札日時
令和四年九月十三日 午前十時から
- 七 入札書の提出方法
 - 1 新型コロナウイルス感染防止のため、郵送を推奨する。
 - 2 郵送に当たっては、二重封筒による簡易書留とし、青森県県土整備部整備企画課長あて親展とすること。
 - 3 中封筒には入札書のみを入れて封印すること。
 - 4 表封筒には中封筒および提出書類を入れて封印すること。
- 八 入札保証金及び契約保証金の額
契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額
- 九 入札保証金の納付方法
 - 1 入札保証金は、入札書を提出する前に県の指定する口座へ振り込むこと。
 - 2 提出する表封筒に振込票等原本を同封すること。
（詳細は、「入札案内書」を参照）
- 十 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内
- 十一 代金の納入期限
契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。
- 十二 その他

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 物件の引渡しは現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年七月一日

上北地域県民局長 石 橋 豊

位 置	延 長	幅 員	指 定
三沢市松原町二丁目三五の四	八五・〇四メートル	六・〇〇メートル	令和 四・六・三

正 誤

選挙管理委員会事務局

令和 第四・六三 号外第五八号				
参議院比例代 表選出議員選 挙選挙分会長 告示	参議院青森県 選挙区選出議 員選挙選挙長 告示	青森県選挙管 理委員会告示		
第一号	第一号	第四一号	第四〇号	
四	四	四	三	
下	下	上	下	
二〇	一一	表中	表中	一三
令和四年六月二十二日 午後五時二十分	令和四年六月二十二日 午後五時十分	令和四年六月二十二日 午後七時	令和四年六月二十二日 午後五時十分	令和元年七月十日
令和四年七月七日 午後五時二十分	令和四年七月七日 午後五時十分	令和四年六月二十三日 午後七時	令和四年六月二十三日 午後五時十分	令和四年七月十日

(発行所・発行人)
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円